コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Ad-Sol Nissin Corporation

最終更新日：2016年4月22日

アドソル日進株式会社
代表取締役社長　上田　富三
問合せ先：取締役　経営管理部長　後関　和浩
証券コード：3837
http://www.adniss.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

（1）基本的な考え方
当社は、企業価値の持続的な増大こそが企業としての最大の使命と認識しており、その実現の為には、企業統治の充実、株主に対する説明責任に積極的に取組むことを経営上の最も重要な課題と位置付けています。今後更に、経営の透明性、効率性、迅速性を意識し、全てのステークホルダーと良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

（2）基本方針
（a）株主の権利・平等性の確保に努めます。
（b）株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
（c）適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
（d）取締役会・監査役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
（e）株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
アドソル日進従業員持株会	604,500	13.24
（株）インテック	585,000	12.81
高原　慶一朗	270,000	5.91
日本プロセス（株）	247,000	5.41
（株）みずほ銀行	186,000	4.07
（株）三菱東京UFJ銀行	138,000	3.02
日本トラスティ・サービス信託銀行（株）（信託口）	82,900	1.82
今藤　一行	75,000	1.64
海瀬　希予史	75,000	1.64
三菱電機コントロールソフトウェア（株）	66,000	1.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
星野　將	他の会社の出身者											△
峰野　博史	学者											△

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星野　將		＜略歴＞ 平成8年3月 陸上自衛隊　第7師団 司令部幕僚長 平成11年3月 陸上自衛隊開発実験団長 平成13年6月 陸上自衛隊退官 平成13年8月 綜合警備保障(株)常勤顧問 平成16年4月 同社執行役員　開発担当 開発企画部長 平成22年6月 同社取締役常務執行役員 平成23年6月 (株)日本アレフ取締役 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	＜選任理由＞ 略歴に記載の通りの経歴と実績を持たれる有識者であり、当社の経営全般に助言・指導をいただける為であります。 ＜独立性について＞ 当社との間に特別な利害関係はありません。
峰野　博史	○	＜略歴＞ 平成11年4月　日本電信電話(株)入社 平成14年10月 静岡大学情報学部助手 平成19年4月　静岡大学情報学部助教 平成23年4月　静岡大学情報学部 准教授 平成25年4月　静岡大学大学院情報学研究科准教授 平成26年6月 当社社外取締役(現任) 平成27年4月　静岡大学学術院情報学領域准教授(現任)	＜選任理由＞ 静岡大学学術院情報学領域の准教授、研究者として教鞭を執っておられ、情報処理技術に卓越した知識を有していることから、当社の事業に関する助言・指導をいただける為であります。 ＜独立性について＞ 当社との間に特別な利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・当社は、会計監査人として、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
・会計監査人は、期初に、常勤監査役に対し年間の監査契約について説明を行い、両者協議の上、これを決定しております。
その協議内容については、定期の監査役会において、他の監査役へ報告されております。
・常勤監査役は、会計監査人から会計監査結果に関する資料を受領し、重要事項について説明を受けており、定期の監査役会において、他の監査役へ報告されております。
・常勤の監査役は、必要に応じて、随時、会計監査人との協議を行っております。その協議内容については、定期の監査役会において、他の監査役へ報告されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
能口　誠一	他の会社の出身者									△				○
山形　宗紀	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
能口　誠一		＜略歴＞ 昭和51年４月（株）インテック入社 平成18年４月 同社執行役員 西日本地区本部長 平成22年４月（株）インテックソリューションパワー　専務取締役 西日本本部長 平成25年６月（株）インテック常勤監査役（現任） 平成26年６月 当社社外監査役（現任）	＜選任理由＞ （株）インテックにて監査役の経験を持ち、知識も豊富であることから、監査役体制の強化、充実を図れる為であります。 ＜独立性について＞ 能口氏は、（株）インテックの常勤監査役であります。（株）インテックは、当社の大株主であり、且つ、当社と開発関連の取引がありますが、これらの取引は、当社と関係を有しない他の取引先と同様の取引条件によっており、独立性に問題はないと考えております。
山形　宗紀		＜略歴＞ 昭和60年12月　山形友紀公認会計士事務所入所 平成２年７月　（株）ニコリス代表取締役 平成４年10月　同社取締役 平成18年12月　山形宗紀税理士事務所所長（現任） 平成26年６月　当社社外監査役（現任）	＜選任理由＞ 税理士として企業経営に幅広い経験と見識等を有していることから社外監査役として適任であると考え、候補者とするものであります。 ＜独立性について＞ 当社との間に特別な利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

＜独立役員指定理由＞
峰野氏は、東京証券取引所が規定する独立性基準に抵触しておらず、又、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

（1）平成25年６月27日開催の第38回定時株主総会で、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対して新株予約権を発行することについて承認されました。

付与株式数は、当社普通株式70,000株を上限とし、取締役（社外取締役を除く）については、10,000株を、株式の数の総数の上限としております。
（注）尚、平成26年１月１日付で普通株式１株を3株に分割しております。

（2）平成27年６月25日開催の第40回定時株主総会では、当社の業績・株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプション導入することについて承認されました。
当社の取締役の報酬額は第36回定時株主総会で年額2億円以内の承認を頂いておりますが、報酬額とは別枠で株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額60百万円の範囲内で割り当て、具体的な付与数は上記報酬額等の範囲内で、取締役会の決議にて定めます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

（1）取締役
上記「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」の補足説明に記載のとおりです。

（2）従業員
（a）平成25年６月27日開催の第38回定時株主総会で、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対して新株予約権を発行することについて承認されました。
付与株式数は、当社普通株式70,000株を上限とし、取締役（社外取締役を除く）については、10,000株を、株式の数の総数の上限としております。
（注）尚、平成26年１月１日付で普通株式１株を3株に分割しております。

（b）平成27年６月25日開催の第40回定時株主総会で、当社普通株式62,000株を上限とする新株予約権の発行について承認されております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における当社の取締役、監査役及び社外役員に対する役員報酬は、次の通りです。
取締役に支払った報酬　66,964千円（基本報酬 66,356千円、ストックオプション608）　員数　６人
監査役に支払った報酬　10,259千円（基本報酬 10,185千円、ストックオプション 74）　員数　２人
社外役員に支払った報酬 6,924千円（基本報酬 6,924千円）　員数　７人

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員及び役員に準ずる者の報酬の決定方法は、次の通りであります。
（1）取締役の報酬
株主総会の決議をもって総額の上限を定め、その範囲内で「取締役会規則」「役員規則」「役員報酬・賞与規則」に基づき、「取締役会」で個人別報酬額を定めております。

（2）監査役の報酬
株主総会の決議をもって総額の上限を定め、その範囲内で「監査役会規則」「役員規則」「役員報酬・賞与規則」に基づき、「監査役会」で個人別報酬額を定めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて総務部が対応しております。
「監査役会」の事務局は設置しておりませんが、必要に応じて総務部が対応しており、監査の実施通知及び「監査役会」の招集通知に関する事務の補助を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役・取締役会
「取締役会」は、経営意思決定の効率化・迅速化を図る為に、本書提出日現在、常勤取締役5名と社外取締役2名の計7名により構成しております。
「取締役会」は、毎月１回開催される「定時取締役会」に加えて、必要に応じて「臨時取締役会」を適宜開催しており、経営に関する重要な事項の決定や判断を、効率的且つ慎重に行っております。
「取締役会」には、監査役も出席し、法定事項その他経営上の重要な職務執行についての意思決定、及び事業組織の最上位責任者の職務執行の監査を行っております。
尚、取締役の使命と責任をより明確にする為、取締役の任期については、就任後１年以内の最終の決算期に関する「定時株主総会」の終結迄としております。
又、社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて総務部が対応しております。

（2）経営会議
「経営会議」は、原則毎週開催し、常勤の取締役及び監査役、事業組織の最上位責任者、並びに本社組織の長の中より議長が指名したもの、及び議長が特に指名したものを常時構成メンバーとしております。
「経営会議」は、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を図っております。

（3）監査役・監査役会
当社は、会社法第2条第6号に定める「大会社」には該当しませんが、平成19年６月より「監査役会」を開催しております。
「監査役会」は、本書提出日現在、社内・業界に精通した常勤監査役１名と、社外からの視点を強化する為に非常勤監査役（社外監査役）2名で構成しており、原則として毎月１回開催し、緊急に協議すべき課題等が生じた場合は、「臨時監査役会」を招集しております。
常勤監査役と社外監査役は、「監査役会」が定めた監査の方針、業務の分担等に従い連携して、「取締役会」に出席する他、社内の重要な会議にも出席して、取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査しております。
更に、監査の実効性を高める為に、監査法人及び内部監査部門の考査室との連携により健全な経営と法令、社会ルールと企業倫理の遵守の徹底に努めております。
尚、社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて総務部が対応しております。

（4）監査法人
当社は、会計監査について「太陽有限責任監査法人」と監査契約を締結し、独立した立場から金融商品取引法及び会社法に基づく財務計算に関する書類の監査を受けております。
当社は、一般的に公正妥当と認められる会計基準に準拠した財務諸表等を法的期限迄に作成のうえ「太陽有限責任監査法人」に提出し、「太陽有限責任監査法人」は、これらについて監査人として独立の立場から財務諸表等の適正性について意見を表明しております。
当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、次の通りです。

・業務を執行した公認会計士の氏名：野村 利宏、渡邊　誠
・所属する監査法人 ：太陽有限責任監査法人
・提出会社に係る継続監査年数 ：全員7年未満につき省略しております。
・監査業務に係る補助者の構成 ：公認会計士5名、その他2名

（5）内部監査
社長直轄の考査室を設置すると共に監査責任者1名（考査室長）及び必要に応じて監査担当者を任命し、監査役及び会計監査人との連携のもと、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。
監査結果は社長に報告されると共に、被監査部門に対する具体的な助言・勧告を行い、改善状況を確認する等、実効性の高い内部監査を実施しております。

（6）弁護士・税理士
当社は、重要な法務及び税務に関する課題、並びにコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士及び顧問税理士と協議を行い、必要な対応を図っております。

「社外取締役に関する事項」
社外取締役の選任は、経営に外部視点を取り入れ、業務執行に対する一層の監督機能の強化を図ることを目的としております。

「監査役の機能強化に向けた取組状況」
・監査役監査を支える人材・体制の確保状況
「監査役と内部監査部門の連携状況」をご参照ください。
・財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況
「監査役関係」の「当該社外監査役を選任している理由」をご参照ください。
・独立性の高い社外監査役の選任状況
「監査役関係」の「適合項目に関する補足説明」及び「当該社外監査役を選任している理由」をご参照ください。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役2名を含む7名の取締役により構成される取締役会は、重要な業務執行の意思決定と取締役の業務執行を監督しております。又、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成される監査役会は、業務執行者からの独立性を確保し、会計監査人及び内部監査部門である考査室と連携して、取締役の業務執行を監査しております。
上記のとおり、経営監督体制が充分に整い、機能しているとの認識から、当社は現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社では、株主総会招集通知の内容を発送日に合わせて当社ウェブサイトに掲載し、株主各位の便宜の一層の向上を図ることに努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び中間期に決算説明会を定期的に開催し、代表取締役自ら説明を行っております。又、当日使用した資料はIR情報としてウェブサイトに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各四半期毎の業績報告及び中期経営計画を掲載。決算情報及び決算情報以外でも適時開示を行った内容は全て掲載し、有価証券報告書及び四半期報告書も掲載しております。又、IR情報として適時開示を行った内容につきましては、投資家等に情報発信を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：代表取締役社長　上田　富三 IR担当部署：経営管理部 IR事務連絡責任者：経営管理部長 後関　和浩	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成17年4月1日制定の「企業行動規範」の中で、企業のステークホルダーについて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムISO14001に基づく環境保全活動をはじめ、ボランティア活動（チャリティ駅伝への協賛・参加、地域清掃活動、募金活動）等を実施しております。 又、株主優待でお配りしているQuoカードには、社会貢献寄付金として「緑の募金」が付いており、社団法人国土緑化推進機構へ寄付しております。
その他	＜ダイバーシティー方針について＞ 当社では、「人財多様化の発想を取り入れアドソル日進の次代を担う優秀な人財を採用する」という採用方針のもと、グローバル人財の採用推進に努めております。 又、「人財重視の教育を通じて、競争優位を実現する」という教育方針のもと4つの実施策を策定し、活動しております。 （1）組織のパフォーマンスを最大限に引き出すことの出来るマネジメント力を備えた人財を育成する。 （2）ビジネスで活きるコア・コンピタンスと重点技術を強化する教育研修を実施する。 （3）最上流工程で活躍する技術者（ITアーキテクト等）を育成する。 （4）グローバルな視点で活躍できる人財を育成する。 ＜女性の活躍の方針・取組みについて＞ 当社では、女性の活躍促進に向けて、育児支援策を実施し、出産後の女性が、仕事を継続し易い環境を積極的に取組んでいます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法で規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に関する基本方針を下記の通りとしております。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制
（a）コーポレートガバナンス
（イ）取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「企業理念」、「経営理念」及び「企業行動規範」に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督する。
（ロ）取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規則」その他社内規則に従い、当社の職務を執行する。
（ハ）代表取締役は、毎月取締役会において職務執行の状況を取締役会に報告する。
（ニ）監査役は、法令が定める権限を行使すると共に、内部監査部門及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準則」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
（b）コンプライアンス
取締役及び使用人は「法令」、「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」及び「社内規則」に則り行動するものとする。
又、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。
（c）財務報告の適正性確保の為の体制整備
「経理規則」その他社内規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保する為の体制を確保すると共に、経営の効率化とリスク管理を両立させ、財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
（イ）代表取締役は、財務報告に係る内部統制を構築・運用する。
（ロ）取締役会は、財務報告に係る内部統制が確実に実行されるよう取締役を監視、監督する。
（ハ）監査役は、独立した立場から財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。
（d）内部監査
代表取締役直轄の内部監査部門を設置すると共に監査責任者１名及び必要に応じて監査担当者を任命する。
内部監査部門は、「内部監査規則」に基づき、業務全般に関し、社内規則の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。
又、内部監査部門は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（a）情報の保存・管理
取締役は、「文書管理規則」その他社内規則の定めるところに従い、職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。以下同じ）に記録し、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書及びその他の関連資料と共に適切に保存し、管理する。
又、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、当社の情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん、又は事故や故障、若しくは自然災害や火災による損害から保護する体制を整備する。
（b）情報の閲覧
取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

（3）損失の危険の管理に関する規則その他の体制
企業価値増大の観点から、あらゆる事業リスクを的確に把握し、積極的に経営戦略の中に取組んでいく必要があるという認識に立ち、代表取締役をはじめ取締役が、経営に関わる法令遵守や個人情報保護等の重要事項について「経営会議」において審議し、社長の承認を受ける若しくは、中でも重要な事項については、「取締役会」で決議する。これにより、情報の共有化と経営体制の強化に繋げるとともに、リスク管理が円滑、且つ有効に機能するように、継続的に監視・監督を行う。又、各部門内においては部門長が、自己の分掌範囲について責任を持って、各種規定に基づいてリスクを回避する手段を講じ、顕在化した場合に迅速な対応がとれる体制を確立する。更に、使用人に対しても、総務部門が、取引先情報をはじめとする情報管理体制やインサイダー取引規制及び反社会的勢力の排除等のコンプライアンス教育等、企業倫理の遵守に関する説明会の開催や階層別教育を随時実施して、意識の向上と周知徹底を図る。
取締役は、個々の職務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内規則に基づきその把握と管理の為のリスク管理体制を整備する。又、リスク管理部門として総務部門がリスク管理活動を統括し、「リスク管理規則」の整備とその運用を図る。又、地震、台風等の自然災害、地域災害、公共インフラの停止、経営上の重大障害等の緊急対応として、事業活動及び重要な業務プロセスが中断されないよう、或いは、中断された場合でも、受容可能なレベルまで早期に再開できるよう、事業継続計画を整備する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制
（a）経営会議
職務執行の決定を適切且つ機動的に行う為、代表取締役を補佐する機関として経営会議を設置し、経営課題の共有化を図り、効果的な議論を行い、全社的に意思決定が必要な事項を「取締役会」に付議することにより、経営の効率化を行う。
（b）職務権限・責任の明確化
適正且つ効率的な職務の執行を確保する為、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にする。

（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の経営の自主独立性を尊重しつつ、企業集団全体の業務の適正を確保するため、子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させるとともに、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めることとする。子会社との間で適宜連絡会議を開催し、又は必要に応じて当社から取締役又は監査役を派遣し、子会社の業務執行状況及び財務状況の報告を受けるとともに、各担当組織により子会社の業務の適正及び適切なコンプライアンス体制構築を確保するために必要な助言及び指導等を行うようにする。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することとする。尚、監査役補助者を設置した場合は監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で代表取締役が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。又、監査役補助者は職務の執行に係る役職を兼務しないこととする。並びに、当該使用人に対して必要な調査権限・情報収集権限を付与することが出来るものとする。

（7）取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他の監査役への報告に関する体制
（a）監査役が、監査役の職務の遂行に必要な事項に関して随時、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
（b）監査役が、随時、当社及び子会社の取締役と意見交換の機会をもつこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報に関する情報の入手ができる体制とする。
（c）監査役が、会計監査人及び内部監査部門と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
（d）「公益通報者保護規則」を定め、その適切な運用を維持することにより、監査役へ法令違反その他のコンプライアンス上の問題について報告ができる体制とする。又、通報者等に対していかなる不利益取り扱いを行わない及び通報者等の職場環境が悪化することの無いように適切な処理を執ることで通報者等の保護を行うようにする。

（8）監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針に関する事項
監査役の職務について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うことが出来る体制とする。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制
（a）内部監査部門の監査役との連携
内部監査部門は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議すると共に、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図る。
（b）外部専門家の起用
監査役は、監査の実施に当り必要と認めるときは、弁護士、会計監査人その他の外部専門家を独自に起用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を基本原則として、一切の関係を持たないこととしております。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

（a）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

総務部を統括組織とし総務部長を統括責任者としております。又、各事業所に不当要求防止責任者を設置しております。

（b）外部の専門機関との連携状況

顧問弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センター等と連携し、反社会的勢力による不当要求に備えております。

（c）対応マニュアルの整備状況

暴力団等反社会的勢力対応マニュアルを作成し、社内イントラに掲載しいつでも閲覧できるようにしております。

（d）研修活動の実施状況

作成した暴力団等反社会的勢力対応マニュアルを教材に年1回以上役員及び社員に教育を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策を導入しておりませんので、該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特に記載する事項はありません。

「内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」

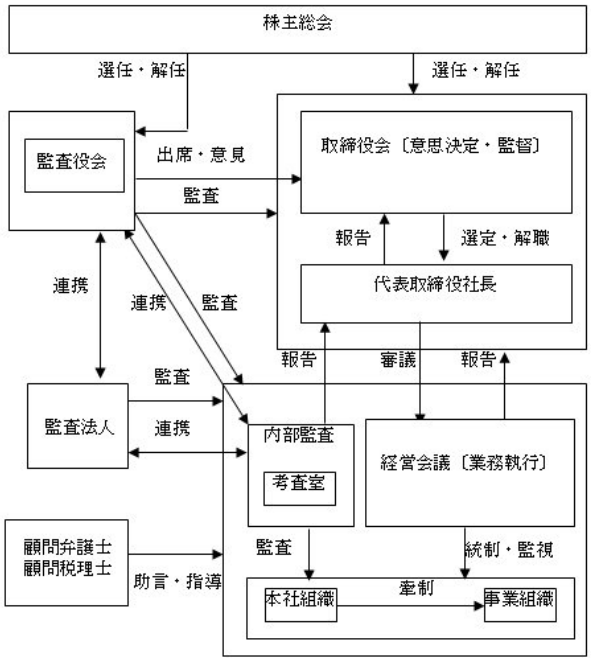

適時開示体制の模式図

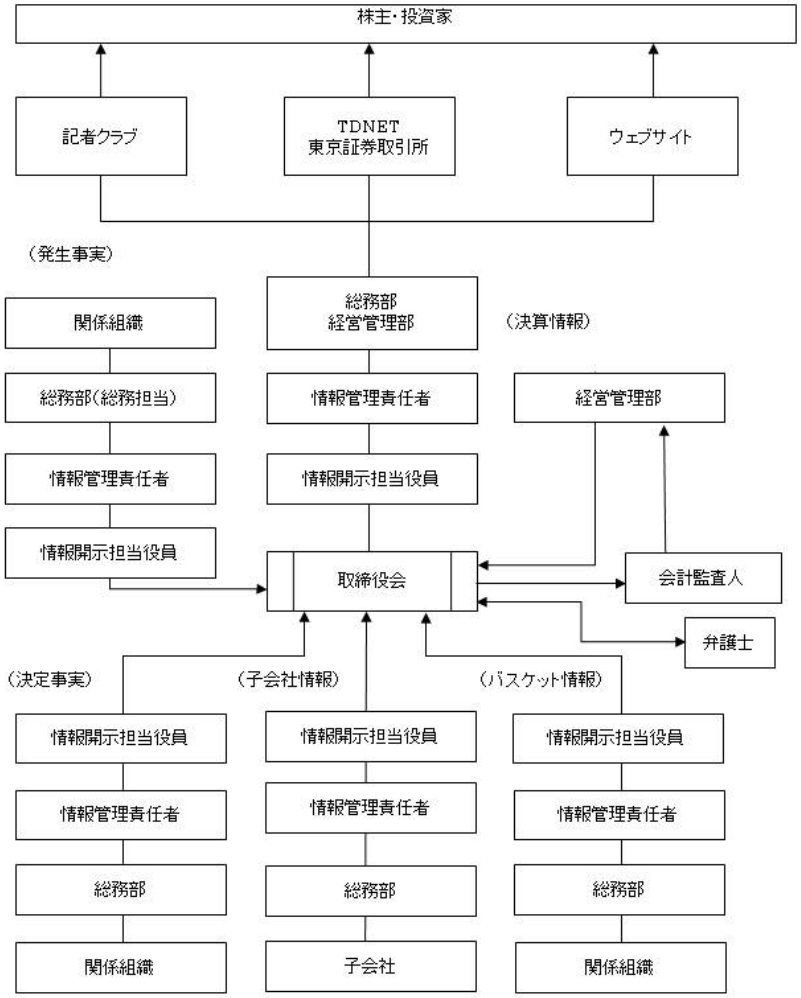
株主・投資家
記者クラブ
TDNET
東京証券取引所
ウェブサイト
（発生事実）
関係組織
総務部
経営管理部
（決算情報）
総務部（総務担当）
情報管理責任者
経営管理部
情報管理責任者
情報開示担当役員
情報開示担当役員
取締役会
会計監査人
弁護士
（決定事実）
（子会社情報）
（バスケット情報）
情報開示担当役員
情報開示担当役員
情報開示担当役員
情報管理責任者
情報管理責任者
情報管理責任者
総務部
総務部
総務部
関係組織
子会社
関係組織